

全国公共図書館協議会

# 全国公共図書館協議会規約

(事務局)

東京都港区南麻布5-7-13  
都立中央図書館内

## 全国公共図書館協議会規約

最終改正 平成二十二年七月九日

### 第一章 総則

(名称)

第一条 この会は、全国公共図書館協議会と称する。

(構成)

第二条 この会は、全国の公共図書館をもって構成する。

2 国立国会図書館の取扱いについては、別に定める。

(事務所)

第三条 この会の事務所は、会長が所属する図書館内に置く。

### 第二章 目的及び事業

(目的)

第四条 この会は、全国の公共図書館相互の連絡を密にし、図書館に関する調査研究を行い、図書館の発展を図ることを目的とする。

(事業)

第五条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公共図書館に関する行政、財政及び事業の調査研究

(2) 資料の収集及び情報の交換

(3) 関係機関に対する要望

(4) その他目的を達成するために必要な事項

### 第三章 役員

(役員)

第六条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 一名

(2) 副会長 五名以内

(3) 理事 三十六名以内

(4) 監事 三名

2 会長及び副会長は、理事の互選として総会で承認するものとする。

3 理事は、別に定める別紙一の区分からの推薦により総会で承認するものとする。

4 監事は、総会において選出する。

5 役員は、総会において選出する。ただし、再任を妨げない。

6 補欠による役員は、前任者の残任期間とする。

(職務権限)

第七条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 理事は会務を審議する。

4 監事は、会計を監査する。

第四章 会議

(会議)

(総会)

第八条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第九条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、構成員の五分の一以上の出席で成立する。

3 議事の成立は、出席者の過半数の同意をもって決め、可決同数のときは、議長が決めるところによる。

4 定期総会は、毎年一回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき、又は構成員の三分の一以上の要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

5 総会の権限は、次のとおりとする。

(1) 主要事業の決定及び事業報告の承認

(2) 予算の決定及び決算の承認

(3) 規約の改正

(4) その他、この会の目的の達成に、必要かつ重要な事項

(理事会)

第十条 理事会は、会長、副会長及び

理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めるとき、又は、理事の三分の一以上の要求があったときは、会長が招集する。

3 理事会は、構成員の過半数の出席で成立する。

4 理事会は、次のことを審議執行する。

(1) 総会に提出する議案

(2) 総会から委任された事項

(3) その他必要な事項

5 総会を開催することができないと会長が認めた場合には、理事会は総会に代わってその権限を行う。ただし、次期総会において承認を得なければならぬ。

6 前条第三項の規定は、理事会に準用する。

第五章 部会

(部会)

第十一条 (削除)

第六章 地方組織及び委員会

(地方組織)

第十二条 この会に、各地区協議会及び各都道府県協議会を置く。

2 前項の協議会に関する組織及び運営について特別に定める。(別紙三)

(委員会)

第十三条 この会の事業を推進するため、委員会を置くことができる。

2 委員会については、別に定める。

(別紙四)

第七章 参 与

(参与)

第十四条 この会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 参与は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第八章 会 計

(経 費)

第十五条 この会の経費は次のものを

- もって充てる。
- (1) 分担金
- (2) 国庫補助金
- (3) その他の収入

(別紙五)

(会計年度)

第十六条 この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第九章 事 務 局

(事務局)

第十七条 この会に事務局を置く。

- 2 事務局は、会長の統括のもとに事務を処理する。
- 3 事務局に必要な職員を置く。
- 4 職員は会長が任命又は委嘱する。
- 5 事務局及び職員に関する事項は、会長が別に定める。

第十章 雑 則

(細 則)

第十八条 この規約に定めてあるもの

ほか、この会の運営に必要な細則の制定及び改廃は、理事会の承認を経て、会長が定める。

- 1 付 則 (昭和四十五年六月二十五日) この規約は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。
- 2 第十二条の下部組織については、当分の間、現に存する組織をもって、これにかえることができる。

別紙一

区分	理事数	区 分	理事数	計
北日本	4	中 国	3	36
関東	8	四 国	3	
東海	3	九 州	4	7
北陸		協 議 会	7	
近畿	4	図 書 館	協 議 会	

付 則 (昭和四十七年六月二十二日) 日役員数改正

この規約は、昭和四十七年六月二十二日から施行する。

付 則 (昭和四十九年六月二十七日) 日役員の任期改正

第六条第五項の規定にかかわらず、役員の任期は昭和四十九年度に限り一年とする。

付 則 (昭和五十七年六月二十一日) 日役員数改正

この規約は、昭和五十七年六月二十一日から施行する。

この規約は、平成二十三年四月二十一日

日から施行する。

別紙二 (削除)

別紙三

地区協議会都道府県協議会通則

第一章 総 則

(目的)

第一条 この通則は、全国公共図書館協議会(以下「全国協議会」という。)規約第十二条の規定に基づき地区協議会及び都道府県協議会の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

第二章 地区協議会

(地区協議会)

第二条 地区協議会は、全国協議会及び都道府県協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図るものとする。

2 地区協議会は、別表のとおりとする。

(事業)

第三条 地区協議会は、次の事業を行う。

- (1) 調査研究
- (2) 資料収集及び情報交換
- (3) 連絡協力
- (4) その他必要な事業

(役員)

第四条 地区協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

- (3) 幹事
- (4) その他

2 前項の幹事は、地区より選出し、会長及び副会長は幹事の互選とする。

(経 費)

第五条 地区協議会の経費は、次のものをもって充てる。

- (1) 分担金
- (2) その他の収入

2 地区協議会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事務局)

第六条 地区協議会の事務局は、会長が所属する図書館内に置く。

(連絡)

第七条 地区協議会は、会則、役員名簿を全国協議会の会長に連絡するものとする。変更があつたときも同様とする。

2 地区協議会は、毎会計年度終了後直ちに事業報告書を全国協議会の会長に提出するものとする。

第三章 都道府県協議会

第八条 都道府県協議会は、全国協議会及び地区協議会と密接な連絡のもとに事業を行い、この全国協議会の目的の達成並びに運営の促進を図る。

(準 用)

第九条 第二条から第九条までの規定は、都道府県協議会に準用する。

付 則

この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別表

地区協議会名	都道府県名
北 日 本	北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
関 東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨・長野・静岡
東海・北陸	富山・石川・福井・岐阜・愛知・三重
近 畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中 国	鳥取・島根・岡山・広島・山口
四 国	徳島・香川・愛媛・高知
九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

別紙四

委員会通則

(委員会)

第一条 全国公共図書館協議会(以下「全国協議会」という。)規約第十三条に規定する委員会は、次のとおりとする。

- (1) 行政委員会
- (2) 財政委員会
- (3) 職員委員会
- (4) その他必要と認める委員会

(任務)

第二条 委員会は、理事会と緊密な連携をもち、全国協議会の必要とする事項を調査研究し、その成果を理事会へ報告する。

(構成)

第三条 委員会は、各都道府県から選出された一名の委員をもって構成する。ただし、理事選出県は、理事を充

てる。

(委員長等)

第四条 委員会に委員の互選で委員長及び副委員長各一名を置く。

- 2 委員長は、委員会を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは、委員長の職務を代行する。
- 4 委員は、委員会に出席するほか、委員会に関する調査研究に当たる。

(集会)

第五条 委員会は、全国協議会の会長の承認を得て、委員長が招集する。委員会は、合同して委員会を開くことができる。

(小委員会)

第六条 委員会が必要と認めたとときは、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員会が指定した事項を調査研究し、その結果を委員会に報告する。

3 小委員会の委員は、委員会のうちから委員会が推薦する若干名とし、その委員長は、小委員会の委員の互選とする。

4 小委員会の委員長及び委員は、委員会の委員長が委嘱し、これを全国協議会の会長に報告する。

(調査員)

第七条 委員会若しくは、小委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、委員会若しくは、小委員会が諮問した事項を調査研究し、その

結果を委員会若しくは、小委員会へ報告する。

3 調査員は、委員会若しくは、小委員会に委嘱する。

4 調査員は、委員会若しくは、小委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員会事務局)

第八条 委員会及び小委員会の事務局は、それぞれの委員長が所属する図書館内に置く。

付 則

この通則は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

別紙五

分担金規程

最終改正 令和二年六月二十五日

(分担金)

第一条 分担金は、都道府県を単位とし、都道府県の基本金一七、五〇〇円に当該都道府県内の人口(万人未満)に当該都道府県内の人口(万人未満)に五〇円を乗じた額(二〇〇円未満)とする。

2 1の金額が従前の額を超える場合は、従前の額を上限とし、当分の間別表のとおりとする。

(納入方法)

第二条 分担金は一括して、納入するものとする。ただし、分割して納入することもできる。

(納入期日)

第三条 分担金は、毎会計年度の初めに納入するものとする。

付 則 (昭和四十五年六月二十五日) この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行する。

付 則 (昭和四十七年六月二十二日) 分担金改正

この規程は、昭和四十八年四月一日から適用する。

付 則 (昭和五十年六月二十六日) 分担金改正

この規程は、昭和五十一年四月一日から適用する。

付 則 (平成十九年六月八日) 分担金改正

この規程は、平成十九年四月一日から適用する。

付 則 (平成二十二年七月九日) 分担金改正

金改正

この規程は、平成二十三年四月一日から適用する。

付 則 (令和二年六月二十五日) 分担金改正

この規程は、令和三年四月一日から適用する。

国立国会図書館に関する内規

最終改正 昭和五十年六月二十六日

第一項の適用については、次による。

一 国立国会図書館は客員とし、理事会及び総会に出席し意見を述べることができる。

二 国立国会図書館の分担金は、分担金規程にかかわらず六万円とする。付 則 (昭和四十九年六月二十七日)

この内規は、昭和四十九年六月二十七日から適用する。

付 則 (昭和五十年六月二十六日)

分担金改正)

この内規は、昭和五十一年四月一日から適用する。

表彰規程

(目的)

第一条 この規程は、全国公共図書館協議会あるいは、公共図書館の事業に尽力し、その功績顕著な者の表彰に関する事項を定めることを目的とする。

(表彰の対象)

第二条 全国の公共図書館並びに図書館協議会から推薦された者で、次の各号の一に該当すると認められるときは、理事会の決定を経て、これを表彰する。

一 特に本会に功労のあった者

二 永年図書館の事務に従事し、功労のあった者

三 永年図書館協議会の委員として功労のあった者

四 その他、特に表彰することが適当と認められた者

2 すでに表彰された者であっても、その後前項の他の項目に該当するにいたったときは、さらに表彰することができる。

(表彰の方法)

第三条 表彰は、表彰状の贈呈をもつて行う。理事会で必要と認めるときは、

あわせて記念品を贈呈することができ。

(経費)

第四条 表彰に要する経費は、本会の会計をもつてこれにあてる。

(委任)

第五条 この規程の施行について必要な事項は、理事会で定める。

付 則

この規程は、昭和四十五年六月二十五日から施行し、本会が設立されたときから適用する。

表彰規程施行内規

最終改正 平成十三年六月二十七日

第二条一項の適用については、次による。

第二号

一 公共図書館に勤務した期間が三十年以上で功労のあった者

二 公共図書館の館長として十年以上勤用する。

務し功労があり転退職した者

三 司書の資格を有する者で、公共図書館に勤務している者が、公共図書館、大

学図書館、学校図書館、公民館図書室及び図書館類縁機関に勤務した期間の合計が三十年以上で功労のあった者

第三号

一 委員の期間が十五年以上で功労のあった者

二 委員として十年以上の職にあり、功労があり退任した者

付 則 (昭和四十五年六月二十五日)

この内規は、四十五年六月二十五日から適用する。

付 則 (平成十三年六月二十七日) 司書資格を有する者の特例)

この内規は、平成十三年七月一日から適用する。

別表 全公図分担金

県 名	分 担 金 (円)	県 名	分 担 金 (円)
北海道	44,400	滋賀	24,400
青森	24,000	京都	29,500
岩手	23,800	大阪	61,500
宮城	29,100	奈良	40,900
秋田	22,600	和歌山	24,300
山形	23,100	鳥取	22,300
福島	27,000	島根	20,300
茨城	31,000	岡山	20,900
栃木	27,300	広島	27,100
群馬	27,300	山口	31,700
埼玉	52,700	徳島	24,500
千葉	47,700	香川	21,200
東京都	80,300	愛媛	22,300
神奈川県	61,400	高松	24,400
新潟	29,000	福岡	21,100
富山	22,800	佐賀	42,500
石川	23,200	長崎	21,600
福井	21,400	熊本	24,300
山梨	21,600	大分	26,400
長野	27,900	宮崎	23,300
岐阜	27,600	鹿児島	23,000
静岡県	36,000	沖縄	25,700
愛知県	53,700	国 立 会	24,100
三重	26,500	国 立 会	60,000
計			1,498,700